

## 公共随契による貸付結果一覧表（令和6年2月契約分）

整理番号	所在地	現況地目	面積 (平方メートル)	契約年月日	年額貸付料 (円)	契約期間	契約相手方	法人番号	用途	減額貸付の有無	定期借地権の設定の有無	価格形成上の減価要因	備考
1	栃木県那須塩原市塩原字西山国有林393林班い1小班外	山林	262	R6.2.1	—	R6.2.1～R10.3.31	栃木県大田原土木事務所	5000020090000	道路敷	—	—	—	無償貸付
2	群馬県吾妻郡嬭恋村大字大笹字唐松国有林208林班イ2小班外	山林	本柱：1本 支線：3条	R6.2.1	10,320	R6.2.1～R7.3.31	東京電力パワーグリッド（株） 渋川支社長	3010001166927	高圧架空配電線路敷	—	—	—	本柱1本、支線1条新設による変更契約
3	茨城県桜川市真壁町羽鳥字土俵場207か林小班外	山林	2,748	R6.2.5	—	R6.2.5～R8.3.31	茨城県知事	2000020080004	遊歩道敷	—	—	—	無償貸付
4	茨城県日立市十王町黒坂字黒坂山国有林1141林班い2小班外	山林	1,277	R6.2.8	—	R6.2.8～R9.3.31	日立市長	4000020082023	遊歩道敷	—	—	—	無償貸付
5	千葉県夷隅郡大多喜町筒森 下大前倉国有林44い1林小班外	山林	226,930	R6.2.9	—	R6.2.13～R6.3.31	千葉県知事	4000020120006	キョン捕獲事業地	—	—	—	無償貸付
6	福島県双葉郡葛尾村大字葛尾字野行国有林1086林班よ小班外	山林	1,175	R6.2.14	3,000	R6.2.14～R6.12.31	福島復興風力合同会社 代表社員 住友商事株式会社 職務執行者	1010401121525	輸送敷	—	—	—	
7	福島県福島市土湯温泉町字鷲倉山国有林39林班い小班外	山林	高圧電柱5本 低圧電柱3	R6.2.14	23,380	R6.2.14～R35.3.31	東北電力株式会社 執行役員 電源立地部長	4370001011311	高圧電線路敷外	—	—	—	本柱（8本）分社化による新規契約
8	福島県福島市松川町水原字南澤国有林23林班い小班	山林	高圧電柱3本	R6.2.14	10,320	R6.2.14～R18.3.31	東北電力ネットワーク株式会社 福島電力センター	7370001044201	高圧電線路敷	—	—	—	本柱（3本）区域見直しによる変更契約
9	栃木県日光市日光字奥日光国有林1015林班ち小班外	山林	29	R5.2.16	3,000	R6.2.16～R6.3.31	栃木県 日光土木事務所長	5000020090000	雨量観測施設敷	—	—	—	契約面積5㎡増に伴う変更契約
10	福島県石川郡平田村大字北方平山国有林1227林班ふ林小班外	山林	308,538	R6.2.20	758,449	R6.2.20～R8.3.31	H S E 株式会社	5050001040606	風車ヤード敷外	—	—	—	
11	福島県双葉郡浪江町大字赤宇木字櫛平国有林外1019林班外い小班外	山林	926,427	R6.2.26	11,966,769	R6.2.26～R15.3.31	東北電力ネットワーク株式会社 福島支社長	7370001044201	特別高圧架空電線路敷	—	—	—	A区域の増加(19,282㎡)、B区域の減少(4,959㎡)に伴う変更契約

12	新潟県東蒲原郡阿賀町 行地字行地山国有林2 27林班と小班外	山林	55,833	R6.2.28	792,609	R6.2.28～ R7.3.31	東北電力ネットワーク株式会社 執行役員 新潟支社長	7370001044201	特別高圧電線路敷 (鹿新線)	—	—	—	契約面積 16,130㎡増に 伴う変更契約
13	福島県双葉郡富岡町上 手岡字坂ノ上国有林641 林班る3小班外	山林	3111	R6.2.29	9,677	R6.2.29～ R7.12.31	東京電力パワーグリッド株式会社 浜通り 電力所長	3010001166927	特別高圧架空電線 路敷	—	—	—	
14	茨城県日立市十王町高 原字小松沢国有林1214 林班い小班外	山林	7265	R6.2.29	—	R6.2.29～ R9.3.31	日立市長	4000020082023	遊歩道敷	—	—	—	無償貸付

1. 本一覧表は、公共随契により貸付けをした物件について一件別に記載しております。
2. 減額貸付の有無は、法令の規定に基づき減額貸付けを行った場合に「○」を記載しております。
3. 年額貸付料について、貸付期間が1年未満の場合は当該貸付期間に対応する貸付料を記載しております。
4. 定期借地権の設定の有無について、定期借地権（借地借家法（平成3年法律第90号）第22条に規定する借地権及び第23条第1項又は第2項に規定する借地権をいう。）を設定している場合に「○」を記載しております。
5. 価格形成上の減価要因は、以下に掲げる場合に要因を記載しております。なお、複数の減価要因がある場合には、主たる要因を記載しております。
  - ・ 予定価格の算定に当たり、建物解体撤去を減価要因とした場合
  - ・ 予定価格の算定に当たり、地下埋設物、土壌汚染等の瑕疵を減価要因とした場合